

第61回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所 和歌山市坂田85番地
当社本社『ハイビジョンホール』

株主総会ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

株主総会終了後の工場見学会につきましては、取りやめとさせていただきます。あらかじめご了承ください。

当社株主総会における「新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について」を2ページ目に記載しておりますので、必ずご確認ください。

■目次

第61回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件	9
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	15
事業報告	20
連結計算書類	43
計算書類	45
監査報告書	47

証券コード 6222
2022年6月6日

株主各位

和歌山市坂田85番地
株式会社 島精機製作所
代表取締役社長 島三博

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2022年6月27日（月曜日）午後5時45分までに議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 和歌山市坂田85番地 当社本社『ハイビジョンホール』
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的項目

報告事項

1. 第61期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および
監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第61期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.shimaseiki.co.jp/irj/irj.html>) に掲載させていただきます。
- ◎法令および当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.shimaseiki.co.jp/irj/irj.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- ①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - ②計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表
- なお、当該連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎株主総会ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

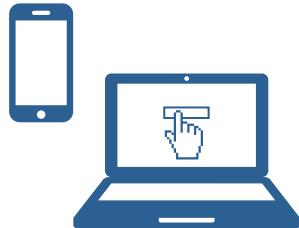
株主総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内申しあげますとともに、株主の皆様におかれましてもご理解とご協力のほどお願い申しあげます。

- 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、**新型コロナウイルス感染症の状況をご確認のうえ、健康と安全面から慎重なご判断をお願い申しあげます。**
- 議決権行使書面（郵送）またはインターネットによる議決権の事前行使をお願いいたします。議決権行使方法の詳細につきましては、本招集ご通知3～4ページをご参照ください。
- ご来場される株主様におかれましては、マスクのご着用やアルコール消毒液による手指消毒、サーモグラフィによる体温チェック等のご協力を願いいたします。
- ご来場の株主様で発熱が確認された方や体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声がけしてご入場をお控えいただくことがございます。
- 本総会終了後の工場見学会につきましては、取りやめとさせていただきます。あらかじめご了承ください。**
- 本総会当日の報告事項の動画は、後日当社ウェブサイトでご視聴いただけますのでご活用ください。
(<https://www.shimaseiki.co.jp/irj/irj.html>)
- 今後の状況により、株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイトにてご案内させていただきます。
(<https://www.shimaseiki.co.jp/irj/irj.html>)

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申しあげます。

インターネットによる 行使の場合



パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）午後5時45分まで

詳細は次ページをご覧ください

書面による行使の場合



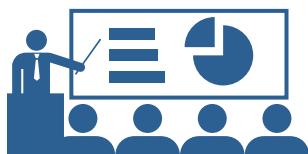
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

※郵便事情を考慮いただき、確実な到着を期するため、お早めにご投函くださいますようお願い申しあげます。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）午後5時45分到着

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2022年6月28日（火曜日）午前10時

※インターネットと書面の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社では、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、事業の持続的な発展を通じて、安定した配当を長期にわたって継続することを基本方針としております。

そのうえで、長期的視点に立った成長投資および今後の事業展開に備えた内部留保にもバランス良く配分を行う方針であります。

このような方針のもと、当期の期末配当金につきましては、下記のとおり1株につき5円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は172,573,595円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日といたしたいと存じます。

なお、中間配当につきましては、1株につき5円をお支払いいたしておりますので、中間配当と期末配当を合わせた年間配当金は1株につき10円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(補足説明)

電子提供制度とは、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主様に対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主様に対して株主総会資料を提供することができる制度です。

電子提供制度は、上場会社に対して強制適用されることから、当社では、次回(2023年6月)の株主総会から電子提供制度が適用されます。

次回以降の株主総会について、株主総会資料を書面で受領したい株主様は、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。

「書面交付請求」のお手続きにつきましては、口座を開設している証券会社、もしくは、当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行まで、お問い合わせください。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなしことを除く)</u></p> <p><u>第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したもののとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>(2) 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>附 則 (社外監査役との責任限定契約に関する経過措置) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>附 則 (社外監査役との責任限定契約に関する経過措置)</p> <p><u>第 1 条</u> (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供制度に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 2 条</u> <u>変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>(2) <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>(3) <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（8名）は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会で協議がなされた結果、すべての取締役候補者について適任であると判断され、株主総会で陳述すべき特段の事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	属性	取締役会出席回数
1 島	まさひろ 正博	代表取締役会長	再任	13／13回
2 島	みつひろ 三博	代表取締役社長	再任	13／13回
3 梅田	いくと 郁人	取締役	再任	13／13回
4 南木	たかし 隆	取締役	再任	12／13回
5 大谷	あきひろ 明広	取締役	再任	11／11回
6 北川	しようさく 尚作	取締役	再任	11／11回
7 一柳	よしお 良雄	取締役	再任	社外 独立 13／13回
8 残間	りえこ 里江子	取締役	再任	社外 独立 13／13回

（注）大谷明広、北川尚作の両氏の取締役会出席回数は、2021年6月25日の就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。

候補者番号 1 島 まさひろ 正博

(1937年3月10日生)

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1961年7月 三伸精機株式会社（当社）設立
代表取締役社長
2009年3月 当社代表取締役社長兼営業本部長
2017年6月 当社代表取締役会長（現任）

- 所有する当社の株式の数
1,070,000 株

取締役候補者とした理由

島正博氏は、1961年に当社を設立し、長年にわたり代表取締役社長として当社グループを横編機業界のリーディングカンパニーに育て上げました。全自動手袋編機に始まり、ホールガーメント横編機の開発など研究開発分野でも豊富な経験や知見を有するとともに、経営の中核において強力なリーダーシップを発揮し、当社グループを牽引してまいりました。また、2017年からは代表取締役会長として、経営全般を監督しております。

これまでの経験と知見は、引き続き当社グループのさらなる成長に必要であることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号 2 島 みづひろ 三博

(1961年6月23日生)

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1987年3月 当社入社
1998年3月 当社システム開発部長
2002年6月 当社取締役システム開発部長
2007年6月 当社常務取締役制御システム開発部、知的財産部、トータルデザインセンター担当兼グラフィックシステム開発部長
2011年6月 当社専務取締役生産技術部、トータルデザインセンター担当兼生産本部長
2012年6月 当社取締役副社長経営企画部、トータルデザインセンター担当兼営業本部副本部長
2017年6月 当社代表取締役社長兼営業本部長兼経営企画部担当
2018年6月 当社代表取締役社長執行役員兼経営企画部担当
2020年6月 当社代表取締役社長執行役員営業本部長兼トータルデザインセンター、経営企画部担当
2021年6月 当社代表取締役社長執行役員営業本部長兼トータルデザインセンター担当（現任）

- 所有する当社の株式の数
1,061,600 株

取締役候補者とした理由

島三博氏は、研究開発分野や生産分野、営業分野における責任者としての幅広い職務経験に加え、取締役として経営に関する豊富な経験や知見を有しております。また、2017年からは代表取締役社長を務め、長期ビジョンや中期経営計画の策定を主導するなど当社グループを統括して、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督を行っております。

これまでの経験と知見は、引き続き当社グループのさらなる成長に必要であることから、取締役候補者といたしました。

候補者
番号 3 梅田 郁人

(1957年2月20日生)

再任



■ 所有する当社の株式の数
155,300 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	
1990年5月	当社入社
1998年3月	当社営業部泉州支店長
2004年6月	当社取締役輸出部長
2007年11月	当社取締役輸出部長兼島精榮業有限公司 (現 島精機(香港)有限公司) CEO
2008年11月	当社取締役輸出部担当兼島精榮業有限公司CEO
2009年3月	当社取締役島精榮業有限公司CEO
2013年3月	当社取締役経営企画部長兼島精機(香港)有限公司CEO
2013年6月	当社常務取締役営業本部副本部長兼 経営企画部長兼島精機(香港)有限公司CEO
2018年6月	当社専務取締役執行役員営業本部長兼トータルデザインセンター担当
2020年6月	当社取締役執行役員島精機(香港)有限公司CEO(現任)

取締役候補者とした理由

梅田郁人氏は、長年にわたり中国・香港の現地法人のCEOとして海外子会社の経営を主導するなど、グローバルな観点での豊富な経験と実績を有しております。また、取締役として経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督を行っており、その職務・職責を適切に果たしております。

これまでの経験と知見は、引き続き当社グループのさらなる成長に必要であることから、取締役候補者といたしました。

候補者
番号 4 南木 隆

(1959年3月28日生)

再任



■ 所有する当社の株式の数
1,000 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	
1986年3月	当社入社
2008年11月	当社経理部長
2010年5月	当社経理財務部長
2010年6月	当社取締役管理部担当兼経理財務部長
2013年3月	当社取締役管理部、物流部担当兼経理財務部長
2013年7月	当社取締役物流部担当兼経理財務部長
2014年11月	当社取締役経理財務部長兼物流部担当
2016年3月	当社取締役経理財務部長兼管理部、物流部担当
2018年6月	当社取締役執行役員経理財務部長兼総務人事部、管理部、 物流部担当
2020年6月	当社取締役執行役員管理本部長兼物流部担当
2021年6月	当社取締役執行役員経理財務部長兼管理部、物流部担当(現 任)

取締役候補者とした理由

南木隆氏は、経理財務部門の責任者を務め、当社グループの経営管理に関する豊富な知見と実績を有しております。財務的な観点から経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督を行っており、取締役としての職務・職責を適切に果たしております。

これまでの経験と知見は、引き続き当社グループのさらなる成長に必要であることから、取締役候補者といたしました。

候補者
番 号

5 大谷

おおたに
あきひろ
明広

(1963年11月20日生)

再 任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 8月 当社入社
 2018年 3月 当社生産部長
 2018年 6月 当社執行役員生産部長
 2021年 6月 当社取締役執行役員生産本部長兼開発本部担当（現任）

- 所有する当社の株式の数
 1,300 株

取締役候補者とした理由

大谷明広氏は、入社以来、開発部門、製造部門の業務に携わり、製品開発から製造分野における豊富な経験と知見を有しております。現在は生産本部長として、生産製造部門を統括し、取締役として経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督を行っており、その職務・職責を適切に果たしております。

これまでの経験と知見は、引き続き当社グループのさらなる成長に必要であることから、取締役候補者といたしました。

候補者
番 号

6 北川

きたがわ
尚作

(1967年6月23日生)

再 任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 3月 当社入社
 2016年 3月 当社経営企画部長
 2018年 6月 当社執行役員経営企画部長
 2021年 6月 当社取締役執行役員経営企画部長兼総務人事部、情報システム部担当（現任）

- 所有する当社の株式の数
 500 株

取締役候補者とした理由

北川尚作氏は、経営企画部門の責任者を務め、中期経営計画の策定等にも主導的に関わっております。財務的な観点に加え、2021年からは総務人事部や情報システム部等も担当し、経営管理部門全般における豊富な経験と知識を有しております。また、コーポレートガバナンスの強化や、コンプライアンス、リスク管理など内部統制分野も管掌し、取締役としての職務・職責を適切に果たしております。

これまでの経験と知見は、引き続き当社グループのさらなる成長に必要であることから、取締役候補者といたしました。



■ 所有する当社の株式の数
11,300 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1968年 4月 通商産業省（現 経済産業省）入省
1993年 6月 同省近畿通産局長
1995年 6月 同省機械情報産業局次長
1996年 8月 同省大臣官房総務審議官
1998年 6月 同省退官
2000年 7月 株式会社一柳アソシエイツ設立
代表取締役 & CEO (現任)
2014年 6月 当社取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社一柳アソシエイツ 代表取締役 & CEO
株式会社サーラコーポレーション 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

一柳良雄氏は、経済・産業政策等の分野における豊富な経験とともに企業経営者として経営全般にわたる幅広い見識、経験を有しております、経営陣から独立した客観的な視点により、社外取締役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていただいでおります。また、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長として、当社経営の健全性および透明性の確保に貢献いただいております。

これらのことから、引き続き幅広い経営的視点からの助言および業務執行の監督機能を期待し、社外取締役候補者といたしました。

候補者
番号

8

ざんま
残間りえこ
里江子

(1950年3月21日生)

再任

社外

独立



■ 所有する当社の株式の数
700 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1970年 4月	静岡放送株式会社入社
1973年 6月	株式会社光文社入社
1980年 6月	株式会社キャンディッド（2021年5月 株式会社キャンディッドプロデュースと合併）設立 代表取締役社長
2005年 7月	株式会社クリエイティブ・シニア（現 株式会社キャンディッドプロデュース）設立 代表取締役社長（現任）
2009年 1月	大人のネットワークclub willbe創設 代表（現任）
2016年 6月	当社取締役（現任）

(重要な兼職の状況)

株式会社キャンディッドプロデュース 代表取締役社長
藤田観光株式会社 社外取締役
株式会社夢真ビーネックスグループ 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

残間里江子氏は、プロデューサーとしてイベントの企画やPR・広報戦略における豊富な経験を有するとともに、企業経営者として経営全般にわたる幅広い見識、経験を有しております。また、経営陣から独立した客観的な視点により、社外取締役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていただいております。さらに、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当社経営の健全性および透明性の確保に貢献いただいております。

これらのことから、引き続き幅広い経営的視点からの助言および業務執行の監督機能を期待し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 取締役候補者島三博氏は、当社の大株主である和島興産株式会社の全株式を所有しており、当社は同社との間に不動産の賃借等の取引関係があります。
その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有株式数には、シマセイキ役員持株会における各持分を含めて記載しております。
3. 当社と一柳良雄、残間里江子の両氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、すべての取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。
5. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 一柳良雄、残間里江子の両氏は、社外取締役の候補者であります。
 - (2) 一柳良雄氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって8年であります。
 - (3) 残間里江子氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって6年であります。
6. 当社は、一柳良雄、残間里江子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現在の監査等委員である取締役全員（3名）は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	属性	出席回数
1	戸津井 久仁 とづい ひさひと	取締役 (監査等委員)	再任	取締役会13／13回 監査等委員会13／13回
2	新川 大祐 しんかわ だいすけ	取締役 (監査等委員)	再任 社外	取締役会13／13回 監査等委員会13／13回
3	野村 祥子 のむら さちこ	取締役 (監査等委員)	再任 社外	取締役会13／13回 監査等委員会13／13回

候補者
番号

1 戸津井

久仁

(1965年4月3日生)

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年3月 当社入社
 2008年3月 当社内部監査室長
 2018年6月 当社常勤監査役
 2020年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）

- 所有する当社の株式の数
 2,300 株

監査等委員である取締役候補者とした理由

戸津井久仁氏は、長年にわたり経理財務部門に在籍し、その分野における豊富な経験と知見を有するとともに、内部監査室の責任者を務め当社事業全般に精通しております。その経験を生かし、2020年からは当社の監査等委員を務めており、公正かつ客観的な立場で監査を適切に遂行しております。

これらのことから、引き続き監査等委員として当社経営の健全性および透明性の確保に貢献できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2 新川

大祐

だいすけ

(1964年4月28日生)

再任

社外

独立



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年5月 公認会計士登録
 1991年8月 税理士登録
 2002年4月 北斗税理士法人設立 社員
 2003年1月 北斗税理士法人 代表社員（現任）
 2012年6月 当社監査役
 2020年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）

（重要な兼職の状況）

北斗税理士法人 代表社員
 倉敷紡績株式会社 社外取締役（監査等委員）

- 所有する当社の株式の数
 2,700 株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

新川大祐氏は、人格、識見に優れるとともに、公認会計士・税理士として豊富な経験を有しており、2020年より当社監査等委員として経理・税務的な観点から、業務執行の監査を適切に遂行していただいております。

これらのことから、同氏は業務執行に対する独立した立場から監査等委員として、引き続き当社経営の健全性および透明性の確保に貢献いただけることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。



■ 所有する当社の株式の数
1,500 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2000年 4月 弁護士登録
堂島法律事務所入所（現在に至る）
2015年 6月 当社監査役
2020年 6月 当社取締役（監査等委員）（現任）

（重要な兼職の状況）

弁護士
株式会社ビーアンドピー 社外監査役
株式会社神戸物産 社外取締役（監査等委員）
シノブフーズ株式会社 社外監査役
大阪大学大学院高等司法研究科 招へい教授

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

野村祥子氏は、人格、識見に優れるとともに、弁護士として豊富な経験を有しており、2020年より当社監査等委員として法務的な観点から、業務執行の監査を適切に遂行していただいております。

これらのことから、同氏は業務執行に対する独立した立場から監査等委員として、引き続き当社経営の健全性および透明性の確保に貢献いただけることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- （注）1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有株式数には、シマセイキ役員持株会における各持分を含めて記載しております。
3. 野村祥子氏の戸籍上の氏名は、鈴木祥子であります。
4. 当社は、新川大祐、野村祥子の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、すべての監査等委員である取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。
6. 監査等委員である社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
(1) 新川大祐、野村祥子の両氏は、監査等委員である社外取締役の候補者であります。
(2) 新川大祐氏は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、公認会計士・税理士として企業会計に精通しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
(3) 野村祥子氏は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
(4) 新川大祐氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって2年となります。
(5) 野村祥子氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって2年となります。
7. 当社は、新川大祐、野村祥子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

【ご参考】取締役の選任方針と手続

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者については、取締役がその役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力・専門性等を全体としてバランスよく備え、取締役会の多様性と適正規模を両立させる形で構成されるようにしております。

取締役のうち、独立社外取締役候補者については、社外取締役の独立性に関する基準を満たし、その中には経営経験を有する者を含むものとしております。

監査等委員である取締役候補者については、監査等委員会の多様性を実現できる者を選任するものとし、その中には財務・会計に関する適切な知見を有する者を含むものとしております。

取締役候補者、代表取締役および役付取締役の指名については、その透明性と客観性を高めるため、社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会において審議を行い、その答申を受けて、取締役会の決議により決定いたします。

【ご参考】取締役候補者のスキル・マトリックス

取締役候補者に期待する専門性および経験は、次のとおりであります。

			各取締役に期待する専門性および経験									
	氏 名	地 位 (現時点)	企業経営 経営戦略	研究開発 イノベーション 生産	IT DX	営業 マーケティング	国際性	財務・会計 (資本政策)	法務 コンプライアンス リスク管理	人事 人材開発	ESG サステナビリティ	
1	島 正博	代表取締役 会長	●	●		●	●		●		●	
2	島 三博	代表取締役 社長執行役員	●	●	●	●	●		●		●	
3	梅田 郁人	取締役 執行役員	●			●	●				●	
4	南木 隆	取締役 執行役員	●		●			●	●	●	●	
5	大谷 明広	取締役 執行役員	●	●	●						●	
6	北川 尚作	取締役 執行役員	●		●			●	●	●	●	
7	一柳 良雄	社外取締役	●				●		●	●	●	
8	残間 里江子	社外取締役	●			●				●	●	
9	戸津井 久仁	取締役 (常勤監査等委員)						●	●		●	
10	新川 大祐	社外取締役 (監査等委員)						●			●	
11	野村 祥子	社外取締役 (監査等委員)							●		●	

【ご参考】社外取締役の独立性に関する基準

当社の社外取締役が、当社からの独立性が高いと判断するためには、以下のいずれの要件をも満たすものとする。

1. 現在および過去10年間において、当社および当社の関係会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者^(注1)でないこと。
2. 現在および過去3年間において、以下のいずれにも該当していないこと。
 - (1) 当社グループを主要な取引先とする者^(注2)またはその業務執行者
 - (2) 当社グループの主要な取引先^(注3)またはその業務執行者
 - (3) 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者
 - (4) 当社グループが大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有）となっている者の業務執行者
 - (5) 当社グループから取締役報酬以外に多額の金銭その他の財産^(注4)を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
 - (6) 当社グループから多額の金銭その他の財産^(注4)による寄付を受けている者またはその業務執行者
 - (7) 当社グループの業務執行者が他の会社において社外役員に就任している場合における当該他の会社の業務執行者
 - (8) 上記(1)から(7)に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者、二親等内の親族
 - (9) 当社グループの取締役（社外取締役を除く）および部門責任者等の重要な業務を執行する者の配偶者、二親等内の親族
3. その他、独立した社外取締役としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

(注1) 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、その他これらに類する役職者および使用人等の業務を執行する者をいう。

(注2) 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループとの取引額が年間100百万円またはその連結売上高の2%のいずれかを超える者をいう。

(注3) 当社グループの主要な取引先とは、当社グループとの取引額が年間100百万円または当社グループの連結売上高の2%のいずれかを超える者、当社グループの連結総資産額の2%を超える額を当社グループに融資している者をいう。

(注4) 多額の金銭その他の財産とは、その価額の総額が、個人の場合は年間10百万円、団体の場合はその年間売上高の2%を超えることをいう。

以上

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における経済の動向は、新型コロナウイルスの感染が長期化する中、米国では経済活動の再開にともない需要の高まりによるインフレが継続し、中国では感染拡大阻止に向けたロックダウンや資源高を背景に景気は停滞感を強めています。欧州では行動制限解除にともなう経済活動の正常化が進む一方、ロシアのウクライナ侵攻を受け景況感が急速に悪化しています。わが国においては個人消費の回復の遅れや原材料価格の高騰から景気が停滞し、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

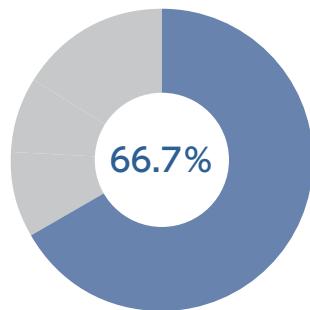
このような経済情勢の中、当社グループは世界各地の顧客、業界の課題解決に向けて、二ツ製品の可能性を大きく広げるホールガーメント横編機、バーチャルサンプルによって商品企画のプロセスを飛躍的に効率化できるデザインシステムをはじめ、生産工場やアパレル企業のビジネスモデル変革やサステナブルなもの創りを実現するための製品・サービス・ソリューションの提案活動に注力しました。

当連結会計年度の売上の状況は、横編機事業において、中国や欧州市場で経済活動の再開にともなう設備投資が活発となりホールガーメント横編機等の販売が伸長しました。デザインシステム関連事業においては、横編機事業の売上増加にともない販売台数が増加しました。手袋靴下編機事業においても、国内および海外大手ユーザーの設備投資が順調となり販売が増加しました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は309億98百万円（前期比26.6%増）となりました。利益面におきましては、物流費や原材料費の高騰の影響はあったものの、工場操業度が改善したことにより売上総利益率は回復傾向となり、さらに販売費及び一般管理費の抑制に努めた結果、営業損失は改善し42億96百万円（前期は営業損失91億43百万円）、経常損失34億0百万円（前期は経常損失72億73百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失35億89百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失178億66百万円）となりました。

事業別の業績概況は、次のとおりであります。

横編機事業



事業区分別売上高構成比



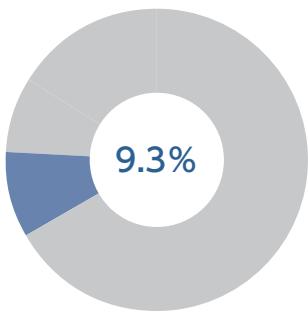
当社のコア・ビジネスである横編機事業は、アジア地域では、中国市場においてOEM型生産から国内衣料品市場に向けた高付加価値商品のもの創りへの転換を図るとともに、EC市場の拡大にともないリードタイム短縮や人件費上昇と人手不足から省人化を進める動きは強く、主にファインゲージのホールガーメント横編機の導入が伸長しました。さらに韓国市場においてもホールガーメント横編機等の販売が増加しました。

欧州では、付加価値の高い商品開発を得意とするイタリア市場において、経済活動の再開にともない設備投資が活発化し、ホールガーメント横編機や高いデザイン性を発揮する成型編機を中心に需要が増加しました。

中東のトルコ市場においては、第3四半期から第4四半期にかけて海外アパレルからの受注による設備投資が活発となりコンピュータ横編機を中心に売上高が伸長しました。

国内市場においては、ホールガーメント横編機等の販売台数は前期に比べて増加しました。これらの結果、横編機事業の売上高は206億92百万円（前期比33.1%増）となりました。

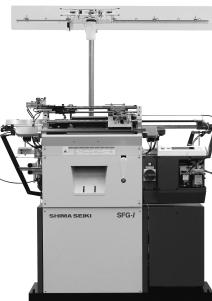
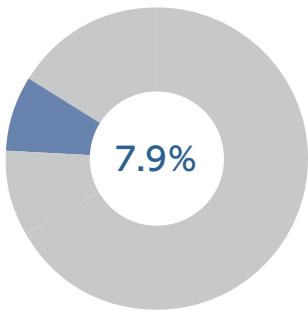
デザインシステム関連事業



デザインシステム関連事業は、アパレルデザインシステム「SDS-ONE APEX4」については横編機事業の売上増加にともない海外市場を中心に販売台数が増加し、さらに今期より本格的にスタートした「APEX Fiz」は欧米、国内アパレルブランドを中心にライセンス契約数が伸長しました。また自動裁断機「P-CAM」についても国内を中心に需要が回復傾向となりました。

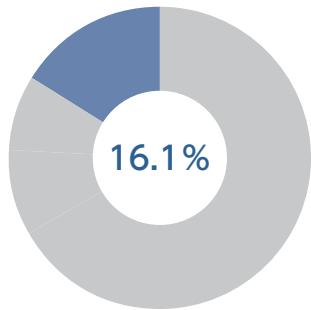
これらによりデザインシステム関連事業の売上高は28億69百万円（前期比14.4%増）となりました。

手袋靴下編機事業



手袋靴下編機事業は、国内および海外大手ユーザーの設備投資が順調に伸びたことにより売上高は24億46百万円（前期比24.2%増）となりました。

その他事業



その他事業については、メンテナンス部品や紡毛糸の販売などで、売上高は49億89百万円(前期比11.8%増)となりました。

事業別売上高

事 業 区 分	金 頓	構 成 比
横 編 機	20,692 百万円	66.7 %
デザインシステム関連	2,869	9.3
手袋靴下編機	2,446	7.9
その他の	4,989	16.1
合 計	30,998	100.0
うち 海外売上高	24,069 百万円	77.6 %

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の世界経済見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大ペースの鈍化や各国の行動制限の緩和等を背景に景気は緩やかに回復傾向にあると予想されますが、資源や食料品の価格高騰を通じたインフレの加速、サプライチェーンの混乱等により、先行きは引き続き不透明感が強い状況にあります。

当社の主要販売先となるアパレル・ファッショング業界においては、エシカル消費やカスタム志向などの消費行動の変化や、デジタル化の急速な進展、SDGsなどサステナビリティに関する企業の社会的責任の増大など、変化する事業環境への対応がますます求められています。こうした環境のもと、顧客業界ではこれまでのようなリードタイムの長い大量生産・大量消費を前提としたビジネスモデルから脱却し、市場ニーズに即した消費者満足度の高い商品を、必要なときに必要な量だけ生産し、短納期で消費者に届ける「るべきビジネスモデル」の構築が急務となっています。

従来より「トータルファッショングシステム」として、新しいもの創りの在り方を提唱してきた当社グループは、こうした状況をビジネスチャンスと捉え、中期経営計画「Ever Onward 2023」において、「ホールガーメント事業の最強化」、「ソリューションビジネスへの業態変換」、「独自性を持った事業多角化の推進」、「社会の変化に対応した経営基盤の再構築」の4つの重点施策に全社一丸となって注力し、顧客業界の課題解決を通じて、業界全体に変革の流れを作り、連結業績の黒字化を目指します。

2023年3月期の連結業績予想につきましては、各国の経済活動の再開にともない設備投資が活発となり当社の主力製品であるホールガーメント横編機や従来型のコンピュータ横編機の需要は今後も順調に拡大すると予想されますが、新型コロナウイルス感染拡大を背景とした海外物流網の混乱に加え、半導体その他電子部品など原材料の供給が逼迫している状況が続いております。

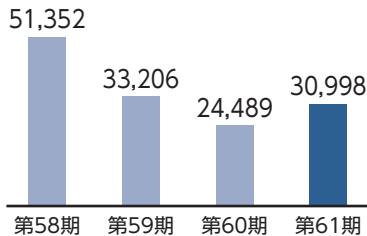
こうした事業環境に対し、新たなフラッグシップモデルとなる次世代型ホールガーメント横編機「SWG-XR」を販売開始する予定であります。「SWG-XR」は、従来と比較して25%以上編成効率が向上し、ニット製品のデザインやシルエットのバリエーションが広がり、より早く、より高品質に編成可能となりました。さらに、ニットや3Dデータなどデジタルデータを検索・閲覧・購入できるデジタルコンテンツウェブサービス「SHIMA Datamall」の開設を予定しています。「SHIMA Datamall」は、「SDS-ONE APEX」シリーズや「yarnbank」などと組み合わせて使用でき、効率的な企画・生産・販売につながります。これらの新機種やシステムの提案を通じてアパレル業界の業務効率化やデジタル化を支援し、サプライチェーン全体の改革を目指します。このような業績改善に向けた取り組みとあわせて積極的な研究開発や設備投資を行うとともにグループ内においては、引き続き徹底したコストダウンや経費削減に注力し収益力の向上に努めてまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

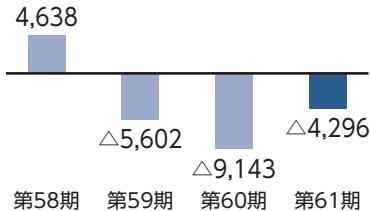
区分	期別	第58期	第59期	第60期	第61期
		(2019年3月期)	(2020年3月期)	(2021年3月期)	(当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高		51,352百万円	33,206百万円	24,489百万円	30,998百万円
営業利益		4,638百万円	△5,602百万円	△9,143百万円	△4,296百万円
経常利益		4,991百万円	△5,583百万円	△7,273百万円	△3,400百万円
親会社株主に帰属する当期純利益		3,835百万円	△8,427百万円	△17,866百万円	△3,589百万円
1株当たり当期純利益		105.62円	△239.68円	△517.71円	△104.00円
総資産		145,146百万円	130,695百万円	110,140百万円	101,809百万円
純資産		121,166百万円	107,950百万円	90,036百万円	88,795百万円

(注) △は損失を示しております。

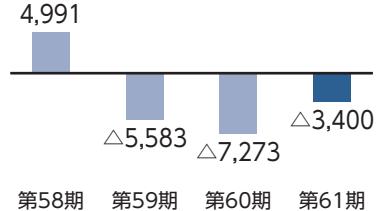
■売上高 (単位：百万円)



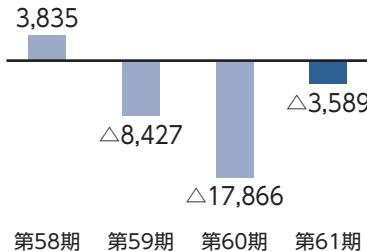
■営業利益 (単位：百万円)



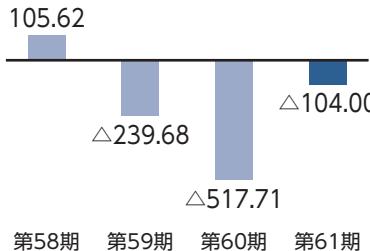
■経常利益 (単位：百万円)



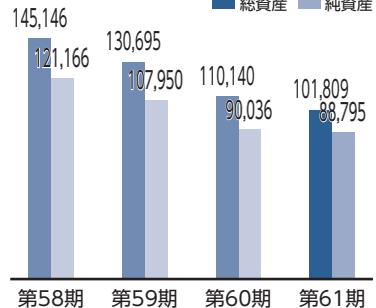
■親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



■1株当たり当期純利益 (単位：円)



■総資産／純資産 (単位：百万円)



■総資産 (単位：百万円)

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
株式会社 シ マ フ ア イン プ レス	60百万円	100%	当社製品の部品製造
株式会社 海 南 精 密	10百万円	100%	当社製品の部品製造
東 洋 紡 糸 工 業 株 式 会 社	100百万円	100%	繊維原料の製造、販売、輸出入 横編ニット製品の販売
SHIMA SEIKI EUROPE LTD.	1,000千英ポンド	100%	当社製品の販売
SHIMA SEIKI U. S. A. INC.	15,600千米ドル	100%	当社製品の販売
島 精 機 (香 港) 有 限 公 司 (SHIMA SEIKI (HONG KONG) LTD.)	1,508百万香港ドル	100%	当社製品の販売
SHIMA SEIKI ITALIA S. P. A.	2,000千ユーロ	100%	当社製品の販売
島 精 榮 榮 (上 海) 貿 易 有 限 公 司 (SHIMA SEIKI WINWIN SHANGHAI LTD.)	2,100千米ドル	※100%	当社製品の販売
SHIMA SEIKI SPAIN, S. A. U.	108千ユーロ	100%	当社製品の販売
東 莞 島 榮 榮 貿 易 有 限 公 司 (SHIMA SEIKI WINWIN DONGGUAN LTD.)	1,000千米ドル	※100%	当社製品の販売
SHIMA SEIKI (THAILAND) CO., LTD.	4,000千バーツ	※49%	当社製品の販売
SHIMA SEIKI KOREA INC.	1,000百万韓国ウォン	100%	当社製品の販売

(注) 1. 出資比率欄の※印は、子会社による出資を含む比率であります。

2. SHIMA SEIKI (THAILAND) CO., LTD. の出資比率は、100分の50以下であります。実質的に支配しているため連結子会社としております。

③重要な企業結合等の状況

当社の連結子会社は、②の重要な子会社の状況に掲げた12社であります。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループの主要な製品は、次のとおりであります。

- コンピュータ横編機
- デザインシステム
- 自動裁断機
- 手袋靴下編機

(8) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

①当 社

本 社：和歌山県和歌山市坂田85番地

支店、テクニカルサービスセンター (T S C) :

東京支店	(東京都中央区)
東京 T S C 甲府	(山梨県中巨摩郡昭和町)
東京 T S C 太田	(群馬県太田市)
東日本支店	(新潟県五泉市)
東日本 T S C 山形	(山形県山形市)
東日本 T S C 福島	(福島県伊達市)
西日本支店	(大阪府泉大津市)
西日本 T S C 名古屋	(名古屋市中区)
西日本 T S C 四国	(香川県東かがわ市)

工 場：本社工場（和歌山県和歌山市）

②子会社

株式会社シマファインプレス	(和歌山県和歌山市)
株式会社海南精密	(和歌山県海南市)
東洋紡糸工業株式会社	(大阪府泉北郡忠岡町)
SHIMA SEIKI EUROPE LTD.	(イギリス)
SHIMA SEIKI U. S. A. INC.	(アメリカ)
島精機(香港)有限公司 (SHIMA SEIKI (HONG KONG) LTD.)	(中国)
SHIMA SEIKI ITALIA S. P. A.	(イタリア)
島精榮榮(上海)貿易有限公司 (SHIMA SEIKI WINWIN SHANGHAI LTD.)	(中国)
SHIMA SEIKI SPAIN, S. A. U.	(スペイン)
東莞島榮榮貿易有限公司 (SHIMA SEIKI WINWIN DONGGUAN LTD.)	(中国)
SHIMA SEIKI (THAILAND) CO., LTD.	(タイ)
SHIMA SEIKI KOREA INC.	(韓国)

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,867名	52名減少

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

金融機関からの借入金はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 142,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 35,800,000株 (うち自己株式 1,285,281株)
 (3) 株主数 15,105名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,717 千株	10.77 %
和島興産株式会社	3,001	8.70
株式会社紀陽銀行	1,387	4.02
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,107	3.21
島 正 博	1,070	3.10
島 三 博	1,061	3.08
株式会社三菱UFJ銀行	880	2.55
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	789	2.29
合同会社和光	780	2.26
梅田千景	632	1.83

(注) 持株比率は、自己株式(1,285千株)を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行決議日)	保有者数	新株予約権 の数	目的となる株式 の種類及び数	新株予約権 の払込金額	新株予約権 の行使価額	行使期間	行使 条件
第3回新株予約権 (2018年7月25日)	取締役 (監査等委員 及び社外取 締役を除く) 4名	22個	当社普通株式 2,200株	1株当たり 4,369円	1株当たり 1円	2018年8月18 日から2048年 8月17日まで	(注)
第4回新株予約権 (2019年6月27日)	取締役 (監査等委員 及び社外取 締役を除く) 4名	12個	当社普通株式 1,200株	1株当たり 2,261円	1株当たり 1円	2019年7月19 日から2049年 7月18日まで	(注)
第5回新株予約権 (2020年6月25日)	取締役 (監査等委員 及び社外取 締役を除く) 4名	12個	当社普通株式 1,200株	1株当たり 900円	1株当たり 1円	2020年7月17 日から2050年 7月16日まで	(注)
第6回新株予約権 (2021年6月25日)	取締役 (監査等委員 及び社外取 締役を除く) 4名	16個	当社普通株式 1,600株	1株当たり 1,542円	1株当たり 1円	2021年7月16 日から2051年 7月15日まで	(注)

(注) 新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って新株予約権を使用することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権の状況

名称 (発行決議日)	交付者数	新株予約権 の数	目的となる株式 の種類及び数	新株予約権 の払込金額	新株予約権 の行使価額	行使期間	行使 条件
第6回新株予約権 (2021年6月25日)	執行役員 1名	2個	当社普通株式 200株	1株当たり 1,542円	1株当たり 1円	2021年7月16 日から2051年 7月15日まで	(注)

(注) 新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って新株予約権を使用することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名			担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	島	正	博	
代表取締役社長	島	三	博	執行役員営業本部長兼トータルデザインセンター担当
取締役	梅田	郁人		執行役員島精機（香港）有限公司CEO
取締役	南木	隆		執行役員経理財務部長兼管理部、物流部担当
取締役	大谷	明広		執行役員生産本部長兼開発本部担当
取締役	北川	尚作		執行役員経営企画部長兼総務人事部、情報システム部担当
取締役	一柳	良雄		株式会社一柳アソシエイツ 代表取締役&CEO 株式会社サーラコーポレーション 社外取締役
取締役	残間	里江子		株式会社キャンディッドプロデュース 代表取締役社長 藤田観光株式会社 社外取締役 株式会社夢真ビーネックスグループ 社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	戸津井	久仁		
取締役 (監査等委員)	新川	大祐		北斗税理士法人 代表社員 倉敷紡績株式会社 社外取締役（監査等委員） バルテス株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	野村	祥子		堂島法律事務所 パートナー弁護士 大阪大学大学院高等司法研究科 招へい教授 株式会社ビーアンドピー 社外監査役 株式会社神戸物産 社外取締役（監査等委員） シノブフーズ株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 一柳良雄、残間里江子、新川大祐、野村祥子の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、戸津井久仁氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役 一柳良雄氏は、株式会社一柳アソシエイツの代表取締役&CEOおよび株式会社サーラコーポレーションの社外取締役を兼務しておりますが、当社と当該各社との間には特別の関係はありません。
4. 取締役 残間里江子氏は、株式会社キャンディッドプロデュースの代表取締役社長および藤田観光株式会社、株式会社夢真ビーネックスグループの社外取締役を兼務しておりますが、当社と当該各社との間には特別の関係はありません。なお、同氏は2022年3月28日付で株式会社IBJの社外取締役を退任いたしました。

5. 取締役 新川大祐氏は、北斗税理士法人の代表社員および倉敷紡績株式会社の社外取締役（監査等委員）、バルテス株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社との間には特別の関係はありません。
6. 取締役 野村祥子氏は、堂島法律事務所に所属する弁護士および株式会社ビーアンドピーの社外監査役、株式会社神戸物産の社外取締役（監査等委員）、シノブフーズ株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社との間には特別の関係はありません。
7. 監査等委員 戸津井久仁氏は、経理財務部門の経験が長く、また監査等委員 新川大祐氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、両氏とも財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 取締役 一柳良雄、残間里江子、新川大祐、野村祥子の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

①就任

2021年6月25日開催の第60回定時株主総会において、大谷明広、北川尚作の両氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。

②退任

2021年6月25日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって、取締役 有北礼治、西谷泰和の両氏は任期満了により退任いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および当社子会社の取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料については当社および当社の子会社が全額負担しております。

当該保険契約は、被保険者である役員がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされた場合における損害賠償金および争訟費用等を補填するものです。ただし、被保険者による犯罪行為または詐欺行為等に起因する損害を対象外とするなど一定の免責事項を定めているほか、免責金額の定めを設けております。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

適正な水準の取締役報酬と取締役が業績ならびに企業価値向上への貢献意欲を高める報酬体系を構築するため、2021年2月26日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

【取締役報酬の基本方針】

- 1 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を動機づける報酬内容とする
- 2 各取締役の役割や責任に応じた報酬体系とし、透明性と公正性を確保する
- 3 企業価値向上の実現に必要となる優秀な人材の確保に資するものとする
- 4 株主と利益を共有する報酬体系とする

<基本方針に係る内容>

個人別の取締役の報酬については、他社水準を参考に各役位・役割や職責を踏まえた適正な水準とし、優秀な人材の確保を図れる報酬水準を意識した報酬とします。

業務執行取締役のインセンティブを高めるため、基本報酬の他に業績連動賞与を採用し、また、株主との価値の共有、中長期の企業価値向上に対するインセンティブとして機能するよう、株式報酬型ストックオプションを付与します。

【取締役の報酬構成】

業務執行取締役の報酬は、「基本報酬」、「業績連動賞与」、「株式報酬型ストックオプション」で構成します。

報酬の構成比率について、業績連動賞与は不支給の場合もありますが、原則として基本報酬を上回らないものとし、また株式報酬型ストックオプションは、標準の場合で基本報酬の10～20%程度とします。

（基本報酬：業績連動賞与：株式報酬型ストックオプション=1：0～1：0.1～0.2）

<基本報酬>

基本報酬については、月例の固定報酬とし、取締役としての責務、役位等に応じて他社水準、当社の業績等も考慮の上決定しますが、業務執行取締役については、前期の個人別の業績評価も反映して当期の支給額を決定します。

<業績連動賞与>

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績連動賞与をとりいれています。業績指標の目標として定量的な指標では、連結営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益を掲げ、また定性的な目標としては中期経営計画に対する担当領域における経営課題、個人課題等に対する当該事業年度における取組みへの達成度合いに応じて算出された額を業績連動賞与として、毎年事業年度終了後3か月以内に支給することとしています。

業績指標として連結営業利益を選定した理由は、営業実績として事業に直結する利益であり、また親会社株主に帰属する当期純利益については、事業年度の最終利益として、業績連動賞与の原資となる利益であるためです。

業績連動賞与の額の算定方法は、親会社株主に帰属する当期純利益の1%を基準額として、役位別支給割合にて按分計算を行い、各役位別の標準支給額を算定するとともに、指名・報酬委員会において各取締役の業績の評価を行い、その評価を標準支給額に反映(変動幅：0～150%、標準：100%)して計算します。

当事業年度を含む連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益の推移は1. (5) 財産および損益の状況の推移に記載のとおりであります。

<株式報酬型ストックオプション>

株主との価値の共有、中長期の企業価値向上に対するインセンティブ報酬として、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与します。付与にあたっては、役位別標準個数に対して前期の業績評価を反映して、当期の付与個数を決定し、毎年定時株主総会終了後すみやかに付与することとしています。

その付与状況は3. 会社の新株予約権等に関する事項に記載のとおりです。

取締役の報酬決定にあたっては、その透明性と客観性を高めるため、社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会において審議を行い、その答申を受けて取締役会の決議により決定します。

なお、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしています。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容については、指名・報酬委員会において決定方針との整合性を含めた確認を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額として、2020年6月25日開催の第59回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）の固定報酬枠と別枠にて当該事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の2%以内の業績連動型の変動報酬枠（社外取締役を除く。）を決議しております。なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしています。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役は2名）です。また、上記とは別枠で2021年6月25日開催の第60回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）に関する報酬等の額を年額100百万円以内（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）の員数は6名です。

当社監査等委員である取締役の報酬等の額として、2020年6月25日開催の第59回定時株主総会において、年額80百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③取締役の報酬等の額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員 の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） (うち社外取締役)	115 (17)	113 (17)	— (—)	2 (—)	10 (2)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	28 (15)	28 (15)	— (—)	— (—)	3 (2)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数には、2021年6月25日開催の第60回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
 3. 非金銭報酬等は、株式報酬型ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。
 4. 当事業年度における厳しい事業実績に対する経営責任を明確にするため、役員報酬の減額（代表取締役は役員報酬月額の30%、役付取締役は同20%、取締役は同15%を減額、また監査等委員である取締役については報酬月額の10%を自主返上）を実施いたしました。

(6) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	一柳 良雄	当事業年度においては、13回開催された取締役会のすべてに出席し、主に企業経営者の立場から経営全般にわたる幅広い見識、経験をもとに発言を行っております。また、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長を務め、当事業年度開催の指名・報酬委員会のすべて（3回）に出席するなどにより、独立した客観的立場から、幅広い経営的視点からの助言および業務執行の監督等の役割を果たしております。
社外取締役	残間 里江子	当事業年度においては、13回開催された取締役会のすべてに出席し、主に企業経営者の立場から経営全般にわたる幅広い見識、経験をもとに発言を行っております。また、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の指名・報酬委員会のすべて（3回）に出席するなどにより、独立した客観的立場から、幅広い経営的視点からの助言および業務執行の監督等の役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	新川 大祐	当事業年度においては、13回開催された取締役会のすべてに出席し、また、13回開催された監査等委員会のすべてに出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的見地から発言を行っております。業務執行に対する独立した立場から、当社経営の健全性および透明性を確保し、監査・監督等の役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	野村 祥子	当事業年度においては、13回開催された取締役会のすべてに出席し、また、13回開催された監査等委員会のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。業務執行に対する独立した立場から、当社経営の健全性および透明性を確保し、監査・監督等の役割を果たしております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

大手前監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------------|-------|
| ①当事業年度に係る報酬等の額 | 31百万円 |
| ②当社および当子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 31百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画における監査時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

6 会社の体制および方針

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」として、取締役会において次の方針をおり決議し、運用を行っております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役および従業員は、「シマセイキグループ行動基準」に基づき、法令・定款ならびに社会規範の遵守を図る。
- ②コンプライアンス委員会のもと、当社グループ横断的なコンプライアンスの推進を図る。
- ③法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、通常の報告ルートに加え、グループ会社も対象とする企業倫理ヘルplineを通じ報告・通報できる体制とする。なお、通報を行った者は通報を行ったことにより不利益な取扱いを受けないものとする。
- ④財務報告の信頼性を確保し、適正な財務報告を実現するため、内部統制システム推進本部のもと、財務報告に係る内部統制を整備し、その有効性を評価する。
- ⑤市民社会に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。
- ⑥コンプライアンスの状況について、内部監査室が監査を行う。

(運用状況の概要)

コンプライアンス委員会を定期的に（年2回）開催するとともに、コンプライアンスに関する情報の発信等を行っております。また上記に加え「シマセイキグループ行動基準」の遵守状況を確認しています。外部窓口も含めたコンプライアンス相談窓口（企業倫理ヘルpline）を設置し、運用を行っています。財務報告に係る内部統制については、内部監査室によりその整備・運用状況の有効性について評価を実施しています。コンプライアンスの遵守状況については、内部監査室が監査を行っています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る情報については、法令および文書取扱規程に基づき適切かつ確実に記録・管理し、検索性の高い状態で保存する。
- ②取締役は、常時その情報を閲覧できるものとする。
- ③情報資産の重要性を認識し、情報の漏洩・紛失等を防止するため、情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ委員会のもとその適切な管理を図る。

(運用状況の概要)

取締役会議事録など重要な文書については、文書取扱規程に基づき適切に保管・管理を行うとともに、情報セキュリティ委員会を定期的に（年2回）開催し、取り組み方針に基づき情報資産の適正な管理を図っています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理を体系的に定めるリスク管理規程に基づき、リスク管理委員会のもと当社グループ全体のリスクを管理する。
- ②リスク管理委員会においてリスクを分析・評価し、リスクの合理的な管理、対応策の検討を行い、リスクを継続的に監視する。
- ③不測の事態が発生した場合に、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止めるための危機管理体制を整備する。
- ④リスク管理の状況については、内部監査室を通じ監査を行う。

(運用状況の概要)

リスク管理については、リスク管理委員会を定期的に（年2回）開催し、想定されるリスクについて管理を行っています。また事業継続計画を策定し、運用しています。リスク管理の状況については内部監査室による監査を行っています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、各取締役の業務執行状況を正確に把握し、迅速かつ柔軟に経営判断できるよう原則として毎月1回以上、必要に応じ隨時機動的に開催し、法令で定められた事項および経営上の重要な事項の審議や経営方針を決定するとともに、業務執行を監督する。
- ②各取締役の業務執行については、取締役会規程および業務分掌規程ならびに職務権限規程等の社内規則に基づく責任と権限および意思決定ルールにより、適正かつ効率的に行われる体制とする。

(運用状況の概要)

取締役会は毎月1回以上（当事業年度は13回）開催し、取締役の業務執行状況の正確な把握を図り、迅速かつ柔軟に経営判断を行っています。また取締役は、取締役会規程および業務分掌規程ならびに職務権限規程等に基づいて効率的かつ機動的な業務執行を行っています。さらに、執行役員制度を採用し、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離することにより、業務執行の責任の明確化を図るとともに、取締役会の監督機能の強化ならびに意思決定の迅速化による経営の効率化を図っています。

(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループ会社においても「シマセイキグループ行動基準」を共有し、コンプライアンスの推進を図る。
- ②当社グループにおける効率的な内部統制システムを構築するため、グループ会社を主管する部門等を通じ事業運営やリスク管理等に関し、グループ会社への指導・支援を行う。
- ③当社の取締役等がグループ会社の役員に就任し、情報の共有を図るとともに、グループ会社の経営に関する監督機能および経営管理体制の強化を図る。
- ④関係会社管理規程により、重要案件の当社への決裁・報告制度を通じたグループ会社の経営管理を行う。
- ⑤当社内部監査室により、グループ会社の業務執行状況、法令・社内規定の遵守状況およびリスク管理状況等に関する内部監査を実施する。

(運用状況の概要)

グループ各社に「シマセイキグループ行動基準」を適用し、コンプライアンス意識の醸成を図っています。関係会社管理規程により、グループ各社からの報告や当社による承認手続きを通じて重要案件の適正な管理を行っています。内部監査室がグループ会社の監査を実施し、業務の適正の確保を図っています。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ①監査等委員会の要請により、内部監査室が監査等委員会の職務の補助を行うものとする。
- ②監査等委員会が求めた職務に関しては、内部監査室は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮・命令を受けないものとし、監査等委員会の指示に従うものとする。

(運用状況の概要)

監査等委員の要請があれば、内部監査室が監査等委員の補助を行います。監査等委員と内部監査室は、毎月1回定期的に会議を実施し、監査業務の充実のために連携を図っています。

(7) 監査等委員会への報告に関する体制

- ①当社および当社グループ会社の取締役、従業員等は、当社および当社グループの業務または業績に重大な影響を与える事項、法令・定款違反の行為、内部監査の実施状況、企業倫理ヘルplineを通じた通報等について、速やかに監査等委員会に対して報告を行う。
- ②前記にかかわらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社および当社グループ会社の取締役、従業員等に対して報告を求めることができ、報告を求められた者は迅速に対応を行うものとする。
- ③監査等委員会に報告を行った者はその報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを受けないものとする。
- ④監査等委員は、取締役の業務執行状況等を把握するため、重要な会議に出席できるものとする。

(運用状況の概要)

監査等委員は、適宜当社グループの取締役、従業員等から報告を受けるとともに、重要な会議への出席やグループ各社に出向き監査に必要な情報の入手を行っています。

(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査等委員がその職務の執行にあたり生じた費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ②監査等委員は、実効的な監査を行うため、代表取締役、会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することができる。
- ③監査等委員会独自で外部の専門家による監査業務に関する助言を受けることができる。

(運用状況の概要)

監査等委員がその職務の執行にあたり生じる費用については適正に前払いまたは償還を行っています。監査等委員は代表取締役、会計監査人と会合を行い、情報および意見の交換を行っています。また内部監査室とは毎月会議を実施し、連携を図っています。

本事業報告に記載されている金額および株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	74,536	流动負債	8,188
現金及び預金	24,339	買掛金	2,207
受取手形及び売掛金	39,498	電子記録債務	499
棚卸資産	15,098	リース債務	965
その他の	998	未払法人税等	327
貸倒引当金	△5,399	契約負債	1,090
固定資産	27,273	賞与引当金	707
有形固定資産	16,250	債務保証損失引当金	201
建物及び構築物	6,919	その他の	2,189
機械装置及び運搬具	919	固定負債	4,825
工具器具備品	869	長期未払金	947
土地	6,399	リース債務	1,746
リース資産	791	再評価に係る繰延税金負債	17
建設仮勘定	351	繰延税金負債	543
無形固定資産	2,114	退職給付に係る負債	1,298
のれん	1,967	その他の	271
その他の	147	負債合計	13,013
投資その他の資産	8,907	純資産の部	
投資有価証券	5,417	株主資本	85,899
繰延税金資産	503	資本金	14,859
退職給付に係る資産	1,211	資本剰余金	23,423
その他の	3,407	利益剰余金	51,541
貸倒引当金	△1,631	自己株式	△3,925
		その他の包括利益累計額	2,862
		その他有価証券評価差額金	382
		土地再評価差額金	33
		為替換算調整勘定	2,630
		退職給付に係る調整累計額	△184
		新株予約権	16
		非支配株主持分	17
		純資産合計	88,795
資産合計	101,809	負債及び純資産合計	101,809

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	30,998
売 上 原 価	20,796
売 上 総 利 益	10,201
販売費及び一般管理費	14,498
営 業 損 失	4,296
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	432
そ の 他	606
営 業 外 費 用	1,038
支 払 利 息	45
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	25
そ の 他	71
経 常 損 失	142
特 別 利 益	3,400
固 定 資 産 売 却 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	371
特 別 損 失	394
投 資 有 価 証 券 売 却 損	23
固 定 資 産 除 売 却 損	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	12
関 係 会 社 株 式 評 価 損	27
減 損 損 失	251
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	71
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	362
法 人 税 等 調 整 額	
当 期 純 損 失	3,368
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	308
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	△88
	219
	3,588
	0
	3,589

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	41,147	流动負債	11,821
現金及び預金	11,413	買掛金	2,535
受取手形	11,082	記入債	499
売掛金	8,511	期一払込料	4,471
貯蔵品	3,230	人税	559
仕掛品	6,004	受取約	1,265
貯蔵の引当	764	負担	272
倒産	223	引当	128
固定資産	853	預り金	1
有形建物	△936	引当	1,095
構築物	47,277	預引	169
機械	14,309	保証金	620
車両	5,759	債務損失引当金	201
工具	203	定期預金	3,725
工事	747	未払金	943
土木	0	延滞税金	1,236
リース	772	負債の繰延税金	17
建物	6,039	負担の繰延税金	829
構築物	460	負担の金	435
機械	325	の金	262
工具	135	負債合計	15,547
無形資産	102	純資産の部	
商標	32	株主資本	72,464
特許	32,833	資本剰余金	14,859
商号	4,690	資本準備金	23,423
登録商標	23,781	その他資本剰余金	21,724
登録特許	2,967	益の他	1,699
登録商号	75	益の利	38,106
登録登録特許	929	研究開発費	2,124
登録登録商号	2,371	特別償却	35,982
登録登録登録特許	△1,983	固定資産圧縮積立	12,839
登録登録登録登録商号		別途積立	1
登録登録登録登録登録特許		繰越利益	33
登録登録登録登録登録登録特許		自己株式	8,222
登録登録登録登録登録登録登録特許		評価・換算差額等	14,884
登録登録登録登録登録登録登録登録特許		その他有価証券評価差額金	△3,925
登録登録登録登録登録登録登録登録登録特許		土地再評価差額金	397
登録登録登録登録登録登録登録登録登録登録特許		新株予約権	363
登録登録登録登録登録登録登録登録登録登録登録特許		純資産合計	33
登録登録登録登録登録登録登録登録登録登録登録登録特許		負債及び純資産合計	16
資産合計	88,425		72,878
			88,425

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	24,365
売 上 原 価	18,259
売 上 総 利 益	6,106
販売費及び一般管理費	10,186
営 業 損 失	4,080
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	342
そ の 他	587
	929
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	24
そ の 他	253
	278
経 常 損 失	3,429
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	23
特 別 損 失	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	251
投 資 有 価 証 券 評 価 損	27
減 損 損 失	71
	350
税 引 前 当 期 純 損 失	3,756
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	16
法 人 税 等 調 整 額	11
	27
当 期 純 損 失	3,783

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社島精機製作所
取締役会御中

大手前監査法人

大阪府大阪市

指 定 社 員 公認会計士 古 谷 一 郎
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 和 田 裕 之
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 木 梨 讓
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社島精機製作所の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社島精機製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社島精機製作所
取締役会御中

大手前監査法人

大阪府大阪市

指 定 社 員 公認会計士 古 谷 一 郎
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 和 田 裕 之
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 木 梨 讓
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社島精機製作所の2021年4月1日から2022年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門及びその他の関係部門と連携の上、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、重要な会議に出席し、意思決定の過程及び内容を確認し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人大手前監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人大手前監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

株式会社島精機製作所 監査等委員会 常勤監査等委員 戸津井 久仁 印

監査等委員 新川大祐 印

監査等委員 野村祥子 印

(注) 監査等委員 新川大祐及び野村祥子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

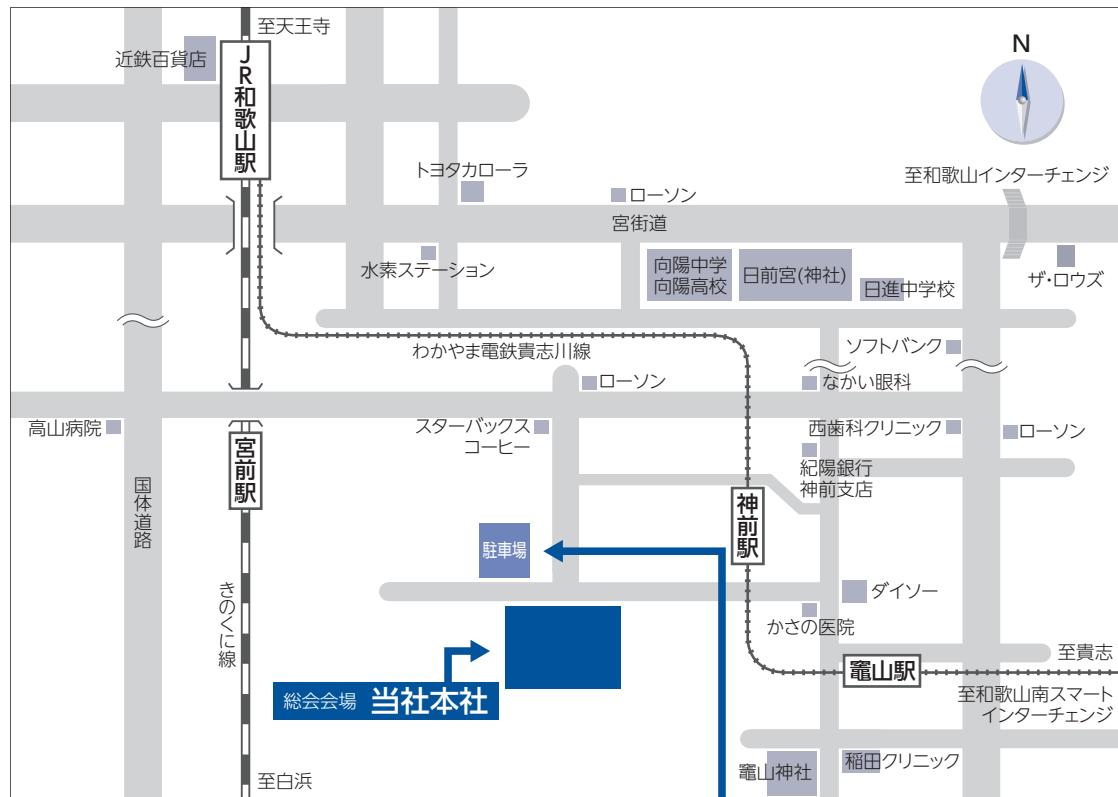
以上

〈メモ欄〉

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

会 場：和歌山市坂田85番地 当社本社『ハイビジョンホール』 TEL：073-471-0511（代表）



交通機関：わかやま電鉄貴志川線「神前駅」下車 徒歩約10分

株主総会ご出席の株主様へのお土産はご用意しております。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

株主総会終了後の工場見学会につきましては、取りやめと
させていただきます。あらかじめご了承ください。

駐車場のご案内

駐車場

当社本社

- ・駐車場入口は、昨年より本社北側に変更になりました。
- ・入口に案内係がおりますので案内に従ってご入場ください。
- ・駐車台数に限りがございますのであらかじめご了承願います。

